災害時等における施設利用に関する協定（案）

　熊本県（以下「甲」という。）と　　　（指定管理者名）（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、津波災害が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する熊本産業展示場の施設（以下「施設」という。）を利用して熊本県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく広域防災活動拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

　所在地　　熊本県上益城郡益城町福富１０１０番地

　施設名　　熊本産業展示場（グランメッセ熊本）

（広域防災活動拠点）

第３条　甲は、次に掲げる広域防災活動拠点として対象施設の一部若しくは全部を活用する。

　ア　災害想定の規模：広域の市町村に跨る、又は県境を越える大規模な災害

　イ　役　　　　　割：主に支援物資の集積拠点を想定

（協力要請等）

第４条　甲は、災害時等に、第２条で規定する施設を広域防災活動拠点として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

なお、乙は、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、応急・復旧対策を実施することができる。ただし、広域防災活動拠点として甲が当該施設を稼働させる際に広域防災活動拠点としての使用に支障を来さないように配慮するものとし、実施内容を速やかに甲に連絡することとする。

（連絡体制）

第５条　前条で規定する甲の要請は、施設所管課を経由し、県災害対策本部長の名により当該施設の指定管理者に対して行う。

２　前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第６条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（災害時等の対応）

第７条　乙は、災害時等において速やかに、広域防災活動拠点としての機能を果たせるよう施設利用者の安全な退去など必要な措置を講じるものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、広域防災活動拠点の開設及び運営に協力するものとする。

３　災害時等に、甲が開設した広域防災活動拠点の管理運営は、必要に応じ職員を派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

４　甲の職員到着までは、施設の管理運営については乙が責任をもってあたるものとする。

５　広域防災活動拠点の管理運営について応援が必要な場合は、甲の要請または乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

６　施設が広域防災活動拠点として開設されている間は、甲は必要に応じた範囲内で施設の一部若しくは全部の利用の制限を行うものとする。乙は、施設利用者への対応・連絡・周知を行うものとする。

７　広域防災活動拠点の閉鎖については、復旧状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

８　施設が広域防災活動拠点として開設されている間も、乙は施設維持管理業務、施設利用者対応業務及び施設再開館準備業務等を実施することとする。

　（経費の負担）

第８条　広域防災活動拠点として使用する場合の施設の利用料金等は甲が負担することとし、この場合の利用料金等の額は甲乙の協議により決定する。

　　また、災害の発生に起因して乙に生じた増加費用について他に定めがないものは、甲乙の協議のうえ、その取扱いを決定する。

（備蓄及び訓練等）

第９条　乙は、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震等に対する安全性の確保、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備並びに非常用発電等に要する燃料の備蓄その他の災害対策の推進に努めなければならない。

２　乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、１年に１回程度を限度として、積極的に参加し、施設を提供するなどの協力を行うよう努めなければならない。

　　なお、甲は、訓練の実施に当たっては、施設の休館日に実施するなどなるべく施設の運営に支障が出ないよう配慮するよう努めなければならない。

３　乙は、その能力を活用して積極的に関係機関、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

４　乙は、不測の事態に適切に対応できるよう危機管理体制を構築し、広域防災活動拠点としての機能を果たせるよう対応マニュアルを作成するとともに、関係機関と連携し、随時防災訓練を実施することとする。また、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

（その他）

第10条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定書の有効期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

　本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　年（　　　　年）　　月　　日

甲　熊本県

代表者　熊本県知事　木村　敬

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　代表者名